

インターネット契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社金沢総合研究所(以下「当社」という)は、この契約約款に基づき、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という)を提供します。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、あらかじめ変更後の契約約款の内容を契約者に通知するものとします。

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

(合意管轄)

第4条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、金沢地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第5条 この契約約款(この契約約款に基づく利用契約を含むもの)とします。以下、同じとします。)に関する準拠法は、日本法とします。

(協議)

第6条 この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

第2章 インターネット接続サービス契約の締結等

(利用の申し込み)

第7条 本サービスの利用の申し込みは、申込者が、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

(承諾)

第8条 利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立し、申込者は、この約款を承認し、同意したものとみなします。但し、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承認しないことがあります。

(1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。

(2) 申込者が指定する通常貯金口座の利用が認められない場合。

(3) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の何れかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。

(4) 申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。

(5) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。

(契約者の名称等の変更)

第9条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いる通常貯金口座を変更したときは、当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、当社に提出するものとします。

(利用契約の変更)

第10条 契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知が当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。但し、第8条(承諾)各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

(契約者の関係者による利用)

第11条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」とい

う)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第26条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(利用契約の期間)

第12条 利用契約期間は、契約日より、原則として1年以上、1ヶ月単位とします。

2. 第13条(契約者からの解約)、第14条(当社からの解約)の手続きがない場合は、契約は自動的に延長するものとします。

(契約者からの解約)

第13条 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、原則として解約予定日の1ヶ月前までにその旨当社に書面で通知するものとします。

2. 前条(利用契約の期間)の規定によりサービス開始後1年間は、解約できないものとし、契約日より1年経過後、1ヶ月単位の日を解約日とします。但し、利用契約の期間について契約者と当社にて合意が成立する場合にはこの限りではありません。

3. 解約の場合、既に支払い済みの料金などは払い戻さないものとします。但し、当社の故意または過失により料金が支払われた場合にはこの限りではありません。

4. 利用者ID及びパスワードは、解約日の最終日に回線します。

(当社からの解約)

第14条 当社は、第34条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(権利の譲渡制限)

第15条 この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲

渡することができません。

(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

第16条 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、第一種電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のアクセスポイントに接続するものとします。

3. 当社は、契約者が前2項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 サービス

(サービスの種類と内容)

第17条 本サービスの種類及びその内容は、別表に規定するところによります。

(サービスの提供区域)

第18条 本サービスの提供区域は、原則として石川県とし、具体的な場所は別途定めるものとします。

(技術的事項)

第19条 本サービスにおける基本的な技術事項は、別表の通りとします。

(本サービスの廃止)

第20条 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対しあらかじめ通知します。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第21条 本サービスの利用料金、算定方法等は、料金表に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第22条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相金額の支払を要します。

2. 前項の期間において、第31条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

3. 第34条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。但し、当社が利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いが不要と判断した場合にはこの限りではありません。

(利用料金の支払方法)

第23条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

(1)口座振替決済方式の場合、当社が指定する期日に、契約者が指定する通常貯金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2)請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。

(3)その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

第5章 契約者の義務等

(利用者ID及びパスワード)

第24条 契約者は、利用者IDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

2. 契約者は、利用者IDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3. 契約者は、契約者の利用者ID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または過失により利用者IDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

(自己責任の原則)

第25条 契約者は、本サービスの利用に伴い、他者(国内外を問いません。以下同じとします。))に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知

する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたとときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

第26条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

(1)当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3)他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4)詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5)いせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

(6)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為

(7)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

(8)貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為

(9)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

(10)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

(11)他者になりすまして本サービスを利用する行為

(12)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(13)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

(14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(16) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為

(17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者の危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他社を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載せさせることを助長する行為

(21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第6章 当社の義務等

(当社の維持責任)

第27条 当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

(インターネット接続サービス用設備等の障害等)

第28条 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎりすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにインターネット接続サービス用設備を修理または復旧します。

3. 当社は、インターネット接続サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4. 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

(通信の秘密の保護)

第29条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

(個人情報等の保護)

第30条 当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」という)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から開蒙に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2. 当社は、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合を除き、個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

5. 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものと

します。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならぬときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

(利用の制限)

第31条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検出し、当該電気通信に割り当てる通信量を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

3. 当社は、契約者が当社所定の基準を超過した通信量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

(保守等によるサービスの中止)

第32条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社のインターネット接続サービス用設備の保守上または工事やむを得ない場合。

(2) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

(3) 第31条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(情報等の削除等)

第33条 当社は、契約者による本サービスの利用が第26条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第26条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(5) 第34条に基づき本サービスの利用を停止します。

(6) 第14条に基づき利用契約を解約します。

2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(利用の停止)

第34条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 当社が指定する支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

(2) 契約者が指定する通常貯金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。

(3) 本サービスの利用が第26条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(情報の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(青少年にとって有害な情報の取り扱いについて)

第35条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」という)第2条第11項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」という)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第26条に規定する情報を除く。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったときは自ら当該情報を

発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取
るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
 - (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整
備する。
 - (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
 - (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。
3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青
少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると
共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要
求することがあります。
4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、
当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情
報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

第8章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第36条 当社は、本サービスの利用により生じた損害ならびに、会員同士もしくは第三者との間で生じた
紛争には、いかなる責任も負わないものとし、一切損害賠償をする義務はないものとします。

(免責)

第37条 当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損
害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わな
いものとします。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、
有用性または適法性を保証しないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を

負わないものとします。

第9章 関連法令の順守

(関連法令の順守)

第38条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置
を講ずるものとします。

以上

付則 この契約約款は、平成17年4月1日より有効となります。

付則 この契約約款は、平成19年4月1日より改正施行となります。

付則 この契約約款は、平成20年4月1日より改正施行となります。

付則 この契約約款は、平成21年4月1日より改正施行となります。

付則 この契約約款は、平成30年4月1日より改正施行となります。

付則 この契約約款は、令和3年4月1日より改正施行となります。

付則 この契約約款は、令和6年4月1日より改正施行となります。